[事案 2023-257] 入院給付金支払請求

· 令和 6 年 9 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年4月から同年7月までの間、うつ病により入院したため、平成14年12月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に5日分までしか給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、全入院期間の入院給付金を支払ってほしい。

- (1)自分のうつ病は、重症である。
- (2)自分は、本入院中、主治医の治療方針に従って、医師の管理下で全期間治療に専念していた。自分には不眠(睡眠障害)の症状があり、入院治療により服薬管理や経過観察することが必要不可欠であった。
- (3) 自宅は不安を誘発する環境であり、療養・休息に適さない家庭環境だったことは、「自宅での治療は困難だった」に該当し、休息も治療である。
- (4)入院期間における外出・外泊は、外出1回、外泊2回である。いずれも、主治医へ申請し、 許可を得ており、主治医からも、申請、許可、報告をすれば外出・外泊をしても差し支え ないと説明があった。外出・外泊時には、退院後の生活の環境整備を行ったものであり、 自分のうつ病の治療に必要なものであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、DSM-5 の大うつ病性エピソードの診断基準のうち 1 項目 (睡眠障害) しか満たしておらず、同時に、「対人関係上・職業上の機能障害」も確認されておらず、「軽症」より軽い状態であったと判断できる。主治医は、「生活リズムを取り戻すことを目的として入院判断」しているため、当初は入院適応があったと考えられるが、看護記録からは、遅くとも入院 6 日目以降は、入院してまで休養する必要はなくなったと判断できる。
- (2)本入院期間中、精神科に入院しなければできない治療は行われていない。投薬治療については、外来で使用していた薬剤をそのまま入院中に内服していたものであるし、入院中に実施された「カウンセリング」や「作業療法」も、外来で施行可能な治療であった。
- (3)本入院は、申立人の希望入院であり、環境の整備が整うまで入院を継続するなど、医学上の根拠とはならない事情によって、入院治療の要否が判断されている。
- (4) 申立人は、主治医への申請、許可、報告があれば私的外出・外泊が可能だったと主張しており、このこと自体で、入院該当性が否定されると言える。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情 も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。